給与支払報告
特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

就職の記載例

※処理事項	1．現年度	2．新年度

〔1〕異動があった場合は、すみやかに提出してください。
※税額変更通知書は、届出を受理した翌月中旬に発送しますので、特別徴収の開始月は余裕を持ってご記入ください。

平成 29 年 1 月 20 日
魚津市長あて

給与支払者（特別徴収義務者）
所在地：富山県魚津市釈迦堂一丁目1番地
名称：魚津工業㈱
代表者の職氏名印：魚津　一郎　㊞

特別徴収義務者指定番号：6500001
法人番号：9 8 7 6 5 4 3 2 1 9 8 7 6
担当者 係：総務課人事係　氏名：富山　花子
担当者 電話：0765-23-1009

給与所得者		(ア)特別徴収税額(年税額)	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額((ア)−(イ))	異動年月日	異動事由	(ウ)の未徴収税額の徴収方法	1月1日から退職時までの給与支払額
フリガナ	タテヤマ　イチロウ							
氏名	立山　一郎 （旧姓） 明 大 昭 平 50 年 1 月 1 日生		月分から 月分まで			1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 育児休業 5. 死亡 6. 会社解散 7. 徴収方法変更 8. 就職 9. その他〔　　〕	①特別徴収 a. 継続 → 〔3〕欄へ b. 開始 2 月分から 2. 一括徴収（退職時に全額徴収） 3. 普通徴収（本人が納付）	円 控除社会保険料額 円
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3							
旧住所	（1月1日現在の住所を必ず記入願います） 魚津市中央通り1番							
現住所	☑同上 ☐不明	円	円	円	29.1.15			

〔2〕未徴収税額（〔1〕欄の(ウ)）について、一括徴収または普通徴収する場合は、記入してください。
※1月1日から4月30日の期間に退職される場合は、本人の申出がない場合でも残税額を一括徴収することが義務づけられています。

1. 一括徴収する場合	異動者印 ㊞	給与又は退職手当等の支払予定日　月　日	一括徴収予定額　円	左記徴収予定額は下記分で納入します。　月分（　月10日納期分）
2. 一括徴収できない場合	理由	1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出がないため		
		2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額（上記(ウ)の額）を超える退職金などの支払がないため		

備考欄
普通徴収第3期分まで納付済み。
特別徴収税額を2月5日までに連絡してください。

〔3〕転勤等による特別徴収届出書
※転勤・再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合、前勤務先で〔1〕の欄を記入し、新勤務先へ回送願います。新勤務先では、〔3〕の欄を記入し送付してください。

月割額　円
☐月分から徴収し納入します。
受給者番号
給与支払方法及びその期日

給与支払者（特別徴収義務者）
所在地：〒　－
名称
代表者の職氏名印　㊞
払込を希望する金融機関の所在地及び名称

特別徴収義務者指定番号　新規
法人番号
担当者 係　氏名
担当者 電話

ご注意
特別徴収に切り替えができる税額は、納期限を過ぎていない普通徴収税額に限ります。既に納期限を過ぎている未納分の税額は、ご本人に納めていただくようご説明ください。
〔普通徴収納期限〕第一期・六月末　第二期・八月末　第三期・十月末　第四期・一月末